

陳情第 18 号		受理年月日	令和 7 年 2 月 25 日
付託委員会		保 健 福 祉 委 員 会	
件 名	精神障害者保健福祉手帳の不正取得者への厳格な対応について		
要 旨			
精神障害者保健福祉手帳は、精神障害のために、長期にわたり日常生活や社会生活への制約がある人に対して交付されるものである。この手帳は、各区役所の保健福祉課で医師の診断書等又は精神障害を支給事由とする障害年金証書の写しをつけて申請して、北九州市精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療（精神通院医療）要否判定会議で認定されれば、交付される。 精神障害を持っている人はこの手帳で精神障害を証明でき、地域によって違いはあるが、所得税や住民税などの税金の障害者控除、保育料の軽減などの福祉サービス、公共住宅への優遇措置、公共施設などの利用料の減免、公共交通機関の割引などの各種行政サービスの支援や民間事業者による入場料金の割引制度など、精神障害の人が自立して生活し、社会参加をしやすくなる、様々な支援を受けることができる。 精神障害を持っている人への理解がなかなか進まない中、心のバリアフリーをこれからもより一層進めていくためにも、手帳は必要な制度である。ただ、手帳を持っている人へのサービスには多くの税金が投じられているため、制度の運用に当たっては不正がないよう厳格になされるべきものとする。 しかしながら、弊社の社員の中には、手帳を不正に取得しているのではないかと疑わざるを得ないケースがある。現在までの日常生活の様子を見ると、買い物や余暇、周りの人との付き合いなど、はた目には障害のない人と何ら変わりがない。また、少なくとも 2024 年 10 月以降は知力技術体力のいる某市庁舎の建設現場に従事しており、休日や夜間には道場等にて、子供達に武道の指導に当たっている。 このような場合は、手帳の交付要件である、社会情勢や趣味、娯楽に関心が薄く、文化的、社会的活動への参加は援助なしにはできない状態、			

(続 く)

家族や知人、近隣等と適切な意思表示や協調的な対人関係づくりは援助なしにはできない状態、金銭管理や計画的で適切な買い物は援助なしにはできない状態には当たらないのではないかとと思われる。

市に確認したところ、精神障害の状態でないことが著しく疑われる場合は、市が指定する医師による診察を受けるように指導するなど法律に即して適正に対処すると言われた。このため、市は法律に基づき厳正に対処していただきたい。

また、この社員は、精神障害である広義のうつ病を理由として9年以上労災認定を受けているが、日常生活に支障がある状態には思われない。このため、弊社による調査結果の一部を、労災保険を管轄している労働基準監督署に提出しているが、今のところ、これに対する反応はない。

もし、手帳の取得や労災保険の認定が不正によるものであれば、精神障害の人に対する各種支援制度への信頼が崩れる。不正を行うのはほんの一部の人とは思いますが、不正が発覚することで、不正をしていない人も不正をしているように見られ、本当に各種支援制度の利用が必要な人が制度の申請をためらうなどの深刻な事態を招きかねない。

については、精神障害者保健福祉手帳の交付の信頼性を確保するため、次のとおり対処していただきたい。

記

- 1 不正な手段による精神障害者保健福祉手帳の取得が行われないよう、市民及び精神科医療機関に対し、手帳制度の周知啓発を徹底すること。
- 2 手帳の交付を受けた人やその主治医に対し、精神障害の状態がなくなったときは、速やかに手帳を返還するよう周知啓発を徹底すること。
- 3 精神障害の状態でないことが著しく疑われる者や、不正な手段による手帳の取得が疑われる者については、精神保健福祉法に基づき、市が指定する医師の診察を速やかに受けさせること。